

### 1. 計画策定の趣旨

#### (1) 少子化の進行や家庭環境等の変化

平成14年1月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の将来推計人口」によると、従来、少子化の主たる要因と言われてきた「晩婚化」に加え「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象があり、歯止めがかからない状況となっていることから、現状のままでは少子化は今後一層進行すると予想されています。

#### (2) 国の対策

急速な少子化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、国は少子化の流れを変えるための総合的な取組を推進する「次世代育成支援対策推進法」を平成15年7月に制定しました。

「次世代育成支援対策推進法」では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的に、政府・地方公共団体・企業等が一体となって、従来の取組に加え、もう一段の対策を進め、市町村、都道府県、国及び常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主、国及び地方公共団体の機関等にあっては次世代育成支援対策に関する行動計画を策定するよう定めました。

#### (3) 登別市における取組

登別市では、これまで「登別市子育て支援総合計画」（平成9年度から平成17年度）を策定し～安心して子どもを生み、健やかに育てる環境づくり～に努めてまいりました。

しかしながら、このような「少子化の進行」を踏まえ、登別市総合計画の基本理念である「安心して子どもを生み、健やかに育てる環境づくり」に沿ったまちづくりが実現できるよう、今後の推進施策や推進体制など必要な事項を総合的・体系的に明確化した「子ども未来プラン21」（登別市次世代育成支援行動計画）を策定したものであります。

## 2. 計画の位置づけ

この計画は、登別市における子育て支援の基本的方向とその施策を示すもので、「登別市総合計画」（1996年策定）における基本計画（計画期間：平成8年度～平成17年度）の関連する分野を具現化する計画として位置づけるものであります。

## 3. 計画の期間

本計画の期間は、「平成17年度から平成21年度まで」の5ヵ年といたします。

次世代育成支援対策推進法における市町村行動計画の期間は、「平成17年度から平成21年度まで」と「平成22年度から26年度まで」の各5ヵ年計画を策定することとされていますので、平成21年度に計画内容の見直しを行い、「平成22年度から26年度まで」の計画を策定します。

## 4. 計画の対象

本計画は、すべての子どもと子どもの居る家庭、地域、事業所、行政及び子育てに関係する個人や団体等を対象とします。

